

令和 7 年 度

## 業務設計書（公示用）

業務名： 社会資本整備総合交付金事業 令和 7 年度 大規模盛土造成地変動  
予測調査 第二次スクリーニング(平岸地区ほか1地区)

---

令和 7 年 7 月 単価適用

都市局 市街地整備部 開発指導課

# 位置図

縮尺 S=1:35,000

豊-6(1年目調査)  
豊) 平岸5条18丁目

豊-16(追加検討調査)  
豊) 西岡5条1丁目

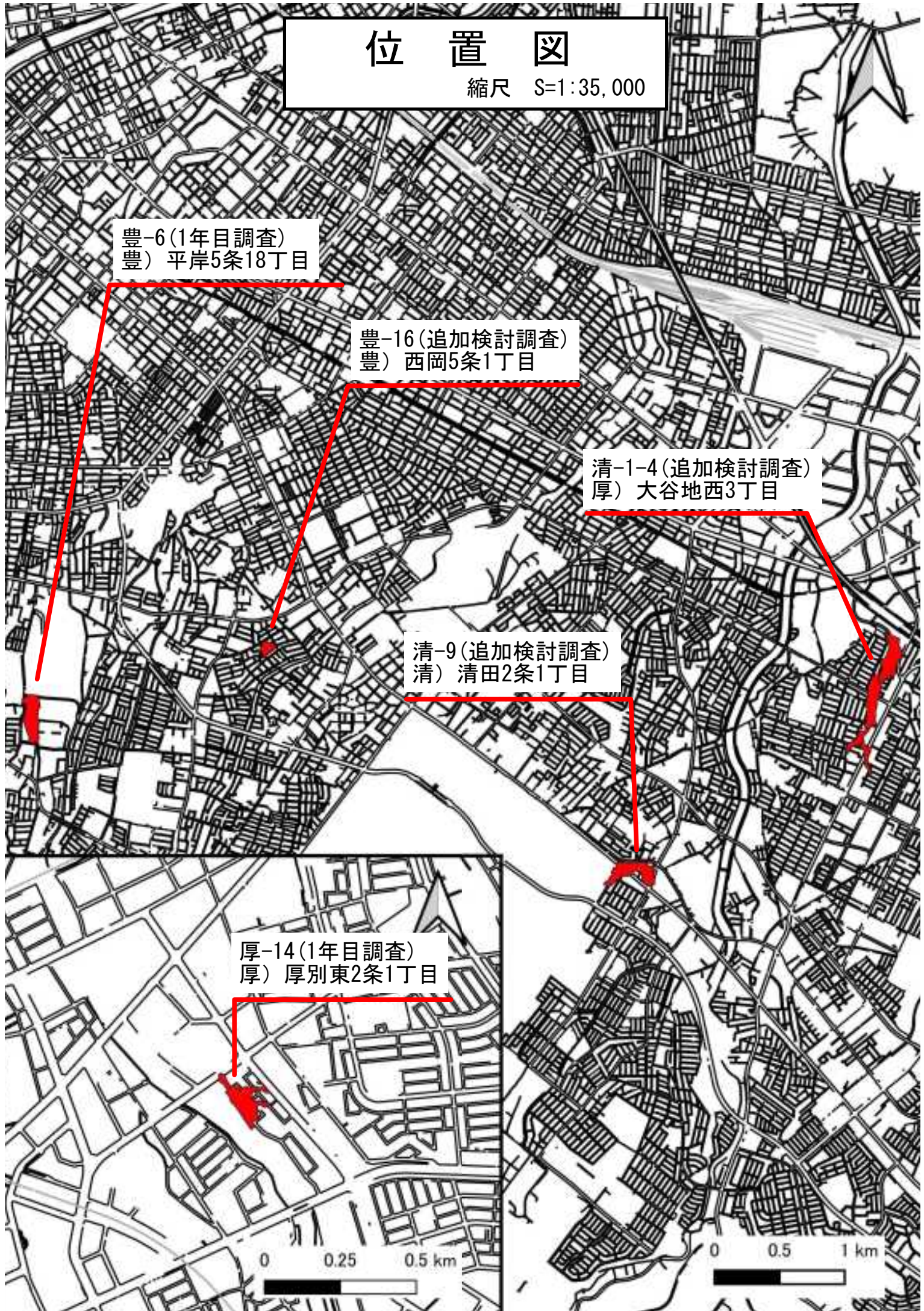
清-1-4(追加検討調査)  
厚) 大谷地西3丁目

清-9(追加検討調査)  
清) 清田2条1丁目

厚-14(1年目調査)  
厚) 厚別東2条1丁目

0 0.25 0.5 km

0 0.5 1 km



# 平面図(豊-6)

縮尺 S=1:3,000



R7-B-1 (豊-6) 水位観測孔設置  
(新設孔)

R2-4B-6 (既存孔)

R7-B-2 (豊-6) 水位観測孔設置  
(新設孔)

機械ボーリング  $\phi 66$  : L=10m  $\times$  (2孔)  
機械ボーリング  $\phi 116$  : L=8m  $\times$  (2孔)  
標準貫入試験 : N=18回 (2孔)  
サンプリング : N=3本  
土粒子密度試験 : N=6試料  
含水比試験 : N=6試料  
粒度試験 : N=6試料  
液塑性限界試験 : N=2試料  
湿潤密度試験 : N=3試料  
三軸圧縮試験 : N=3試料  
(CU $\bar{\sigma}$ - $\tau$ )  
水位観測孔設置 : N=2孔  
水位観測 : N=4回  
(新設孔2孔 $\times$ 各1回=全2回)  
(既設孔1孔=全2回)  
安定解析 : 1盛土

0 100 200 m

# 平面図(厚-14)

縮尺 S=1:3,000



R3-1B-2(既存孔)

R7-B-2(厚-14) 水位観測孔設置  
(新設孔)

R7-B-4(厚-14) 水位観測孔設置  
(新設孔)

R7-B-1(厚-14) 水位観測孔設置  
(新設孔)

R7-B-3(厚-14) 水位観測孔設置  
(新設孔)

機械ボーリングφ66 : L=10m × (4孔)  
機械ボーリングφ116 : L=5m × (3孔)  
標準貫入試験 : N=36回 (4孔)  
サンプリング : N=3本  
土粒子密度試験 : N=10試料  
含水比試験 : N=10試料  
粒度試験 : N=10試料  
液塑性限界試験 : N=4試料  
湿潤密度試験 : N=3試料  
三軸圧縮試験 : N=3試料  
(CU $\bar{\sigma}$ - $\bar{\epsilon}$ )  
水位観測孔設置 : N=4孔  
水位観測 : N=6回  
(新設孔4孔 × 各1回=全4回)  
(既設孔1孔=全2回)  
安定解析 : 1盛土

0

100

200

# 平面図(豊-16)

縮尺 S=1:3,000



R7-B-1 (豊-16) 水位観測孔設置  
(新設孔)

機械ボーリングφ66 : L=10m × (1孔)  
機械ボーリングφ116 : L=6m × (1孔)  
標準貫入試験 : N=9回 (1孔)  
サンプリング : N=1本  
土粒子密度試験 : N=3試料  
含水比試験 : N=3試料  
粒度試験 : N=3試料  
液塑性限界試験 : N=1試料  
湿潤密度試験 : N=1試料  
三軸圧縮試験 : N=1試料  
(CU $\bar{\sigma}$ - $\bar{\epsilon}$ )  
水位観測孔設置 : N=1孔  
水位観測 : N=1回  
(新設孔1孔 × 各1回=全1回)  
安定解析 : 1盛土

0

100

200 m

# 平面図(清-1-4)

縮尺 S=1:5,000

厚別区

R7-B-1 (清-1-4) 水位観測孔設置  
(新設孔)

R7-B-2 (清-1-4) 水位観測孔設置  
(新設孔)

機械ボーリング  $\phi 66$  : L=10m  $\times$  (2孔)  
機械ボーリング  $\phi 116$  : L=7m  $\times$  (2孔)  
標準貫入試験 : N=18回 (2孔)  
サンプリング : N=2本  
土粒子密度試験 : N=6試料  
含水比試験 : N=6試料  
粒度試験 : N=6試料  
液塑性限界試験 : N=2試料  
湿潤密度試験 : N=2試料  
三軸圧縮試験 : N=2試料  
(CUバー)  
水位観測孔設置 : N=2孔  
水位観測 : N=2回  
(新設孔2孔  $\times$  各1回=全2回)  
安定解析 : 1盛土

0 100

200 m

# 平面図(清-9)

縮尺 S=1:3,000



R7-B-1 (清-9) 水位観測孔設置  
(新設孔)

R4-1B-14 (既存孔)

R5-0B-1 (既存孔)

機械ボーリング  $\phi 66$  : L=10m  $\times$  (1孔)  
機械ボーリング  $\phi 116$  : L=6m  $\times$  (1孔)  
標準貫入試験 : N=9回 (1孔)  
サンプリング : N=1本  
土粒子密度試験 : N=3試料  
含水比試験 : N=3試料  
粒度試験 : N=3試料  
液塑性限界試験 : N=1試料  
湿潤密度試験 : N=1試料  
三軸圧縮試験 : N=1試料  
(CU $\bar{\sigma}$ - $\bar{\epsilon}$ )  
水位観測孔設置 : N=1孔  
水位観測 : N=5回  
(新設孔1孔 $\times$ 各1回=全1回)  
(既設孔2孔=全4回)  
安定解析 : 1盛土

100

200 r

# 業務説明書

## 1. 概要

機械ボーリング：一式 サンプルング：一式 標準貫入試験：一式 土質試験：一式  
地下水位調査：一式 解析等調査：一式 地すべり調査：一式 打合せ：一式

## 2. 場所

豊平区平岸5条18丁目ほか

## 3. 期間

契約書に示す着手の日から令和 8年 3月 3日までとする。

## 4. 図面

別添のとおり

## 5. 仕様書

札幌市土木設計業務共通仕様書、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説、大規模盛土造成地の経過観察マニュアル、札幌市公共測量仕様書、その他関連資料、特記仕様書による。

## 6. 特記仕様書

別添のとおり。

社会資本整備総合交付金事業 令和7年度 大規模盛土造成地変動予測調査業務  
第二次スクリーニング（平岸地区ほか1地区）

特 記 仕 様 書

1. 総則

- （1）本業務は、業務説明書に記載のある仕様書に基づき行うものとするが、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。
- （2）受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。
- （3）現地ボーリング調査等の作業時においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。
- （4）調査後は、整理清掃を行い現状に復すること。
- （5）受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- （6）受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

2. 目的

当業務箇所は、令和2～4年度に実施した大規模盛土造成地変動予測調査における簡易的な安定性の検討の結果、国のガイドラインの基準等で盛土全体の安定性が確保されず、対策工事の必要性を検討する可能性がある箇所であることが分かった盛土等である。当業務は、これらの盛土について、より詳細な地盤調査の実施及び滑動崩落に対する安定解析を行うものである。

3. 業務の実施期間

本業務の実施期間は、契約時から令和8年3月3日までとする。

4. 業務項目

本業務の項目は以下のとおりである。

- （1）ボーリング調査
- （2）標準貫入試験
- （3）サンプリング
- （4）室内土質試験
- （5）地下水位観測孔の設置と地下水位観測
- （6）液状化判定
- （7）地質断面図の作成
- （8）舗装復旧
- （9）斜面安定解析

#### 4. 1. 業務内容

本業務で調査対象となる大規模盛土造成地は、各種地盤調査と次年度以降に向けた断面図作成及び簡易安定解析までの1年目調査と追加検討調査を実施する盛土に分かれる。

調査対象盛土の分類は以下の通りである。

1年目調査盛土：、豊-6(平岸地区)、厚-14(厚別地区)

追加検討調査盛土：豊-16(西岡地区)、清-1-4(大谷地地区)、清-9(清田地区)

斜面安定解析は、札幌市大規模盛土造成地変動予測調査マニュアルや大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインおよび同解説を参考に行うものとする。

業務の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。上記協議による業務内容の変更および現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議により安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となるため委託者と協議すること。

##### (1) ボーリング調査

ボーリング調査は、大規模盛土造成地において、盛土地盤とその支持地盤の性状を把握する目的で実施する。本孔はオールコアとし、標本は納品対象としないが、コア箱は納品すること。標本ビンのコア箱への収納も不要とする。

作業に際しては作業上の制約事項や地下埋設施設等への影響の有無について、関係管理者等と事前に調整し、埋設施設の破損が懸念される箇所については、管理者等の立会のうえ人力掘削により行うものとする。またロードヒーティングが埋設されているか必ず地先に確認すること。

ボーリング調査箇所および位置の選定、掘削深さ(掘止めは地山到達後2mを想定)等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

##### (2) 標準貫入試験

試掘後の深度から、深さ1mごとに実施する。

##### (3) サンプルング

サンプルングは、地盤定数(単位体積重量 $\gamma$ 、粘着力 $c$ 、内部摩擦角 $\phi$ )や液状化強度曲線を求める目的で実施する。サンプルングの対象は、過去の調査状況や軟弱層の分布状況から解析に必要な箇所を総合的に判断し発注者と協議の上で決定すること。採取後の試料について、運搬時の振動により土と水が分離しやすいものは、現地でドライアイスにより凍結してから試験室まで運搬するものとする。

##### (4) 室内土質試験

攪乱試料は盛土層で2箇所、地山で1箇所での採取を基本とし、土層の分布に応じて増減させる。液塑性限界試験は、細粒度含有率 $F_c > 35\%$ のときに実施する。

繰返し非排水三軸試験を実施する場合には、JGS0541-2020に基づく記録のほか、有効応力経路図を作図し、破壊線と変相線を引き、変相角を確認すること。

##### (5) 地下水位観測孔の設置と地下水位観測

調査ボーリング孔を用いて、地下水位観測孔を設置する。谷底堆積層で止水処理をし、盛土下端まで有孔管を挿入するものとする。また、同観測孔の頭部は地表面から5mm程度下げて鍵付きの孔口保護蓋を設置するものとする。

また、地下水位観測は、地下水位の季節変動や最高水位を把握する目的で、ボーリング孔を用いて行う。水位測定は、水圧式水位センサーを用いるものとする。

観測期間は観測孔設置後から業務期間内とするが、豊水期（豪雨期や雪解け期等）における地下水位の把握に努めるものとする。測定頻度は1時間ごととする。

地下水位観測結果は、降雨量や積雪量とともにグラフに整理して地下水観測孔カルテに記すこと。

新規に観測孔を作成した場合は、設置位置を緯経度で標記する際に約 30cm 程度の精度となるように小数点第三位の秒数までカルテに記すこと。

(6) 液状化判定

液状化判定の対象とすべき土層がある場合は、FL 値および PL 値を算出すること。このとき、設計水平震度  $K_h=0.225$ 、マグニチュード  $M=7.5$ 、地下水深度は 50cm 単位による切捨てとし、算出式は建築基礎構造設計指針（日本建築学会）によること。

(7) 地質断面図の作成

ボーリング、地下水観測などの結果や、開発図面、過年度成果を用いて、地質断面図を作成すること。

(8) 舗装復旧

地盤調査が終わったら即日舗装の復旧を行うこと。当日に本復旧できない場合には仮復旧を行ったうえ、札幌市道路掘削工事等施工基準に従い後日、本復旧を行うこと。

ボーリング孔周りの舗装復旧は「札幌市土木工事共通仕様書」に基づき実施するものとする。

(9) 斜面安定解析

1) 共通事項

土質定数  $c$ 、 $\phi$ 、 $\gamma$  や上載荷重については、現地状況を踏まえて適切に設定すること。地下水位については、後述の「図 4.1.2 降雨による地下水位上昇の異常値の判断フロー」に従ってデータを処理したのち、90 日平均の地下水位を求め、各孔の最も地下水位の高い値を解析に使用する。

2) 二次元分割法（全応力法）

谷埋め盛土型においては複合滑り、腹付け盛土型においては円弧滑りにて安定解析を行う。滑り面は「札幌市大規模盛土造成地変動予測調査のための地盤調査マニュアル」により設定する。検討する滑りの最低規模は、原則として最低水平長さが 40m 以上、且つ谷埋め盛土では 10 軒以上、腹付け盛土では 5 軒以上の被害が想定される規模とする。

水平震度  $k$  は、0.225 とする。

3) 液状化の可能性のある場合の対応

液状化の可能性のある場合の安定解析として、各孔において FL 法による液状化判定を行い、水平震度  $k=0.225$  で PL 値  $> 5$  となる測線においては、 $\Delta u$  法 ( $k=0.225$  のみ) による一次判定を行う。液状化層の土質定数は有効粘着力  $c'$ 、有効内部摩擦角  $\phi'$  とする。

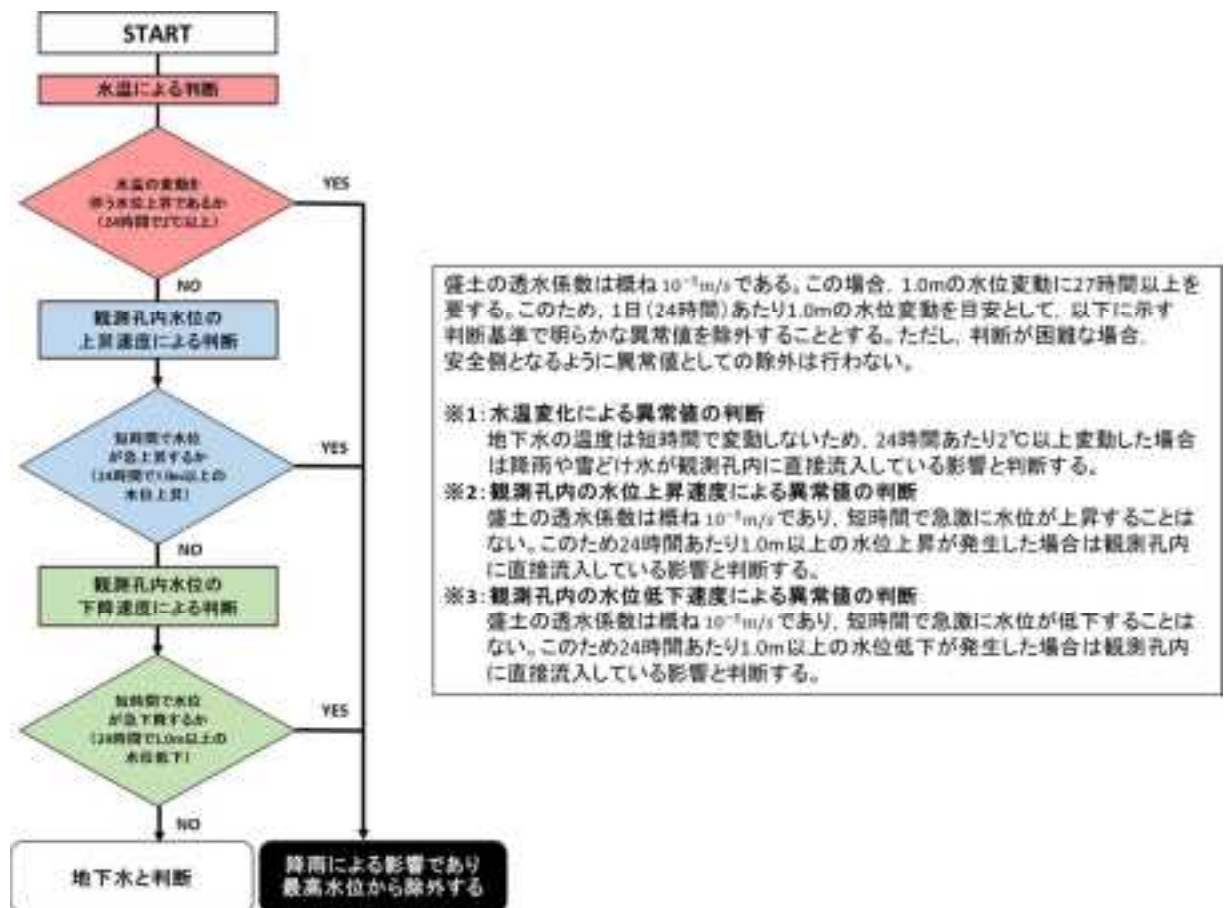


図 4. 1. 2 降雨による地下水位上昇の異常値の判断フロー

## 5. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者（管理技術者）が同席するものとする。また、安定解析に関する打合せの際には、使用している解析プログラムに精通している担当者も同席すること。

## 6. 報告書作成

業務内容、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。また、報告書の概要版も作成するものとする。

## 7. 成果品の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「札幌市電子納品運用ガイドライン（案）[土木業務編]（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是

非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

(1) 成果品

① 報告書（紙資料）：1部

② 報告書電子データ：2部

※地下水観測孔カルテ、構造計算書を含む

(2) 提出場所：札幌市 都市局 市街地整備部 開発指導課

## 8. 照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

(1) 本仕様書及びその他の諸基準との整合

(2) 打合せ記録との整合

(3) 成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

## 9. 資格要件

地質調査・斜面安定解析業務に従事する主任設計者及び照査技術者は、以下の資格のうちいずれかを有する者とする。

(1) 技術士 総合技術監理部門「建設－土質及び基礎」

(2) 技術士 建設部門「土質及び基礎」

(3) 地盤品質判定士

(4) RCCM 地質、土質及び基礎部門

## 10. 書類に関する事項

(1) 本業務委託に係る業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。

(2) 現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。

(3) 業務の進捗を報告するため、「業務報告書」に業務月報を添付し、翌月初めに委託者に提出するものとする。

(4) 受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿で行わなければならない。なお、打ち合わせ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管し、複製を受託者が保管するものとする。

## 11. 著作権の帰属

本業務の成果物に関する著作権は本市に帰属するものとし、受託者は本業務の成果物に対する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を本市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を本市又は本市が指定する第三者に対

して行使しないものとする。また、受託者は本市に対し、本業務で制作したものが第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

## 1 2. その他

- (1) 現地での各種調査の実施に当たっては市民生活及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない。
- (3) 本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してはならない。
- (4) 業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (5) 業務の履行に必要な用具及び資機材はすべて受託者の負担とする。
- (6) 策定単価については、札幌市役所都市局市街地整備部開発指導課で閲覧することができる。

(住所：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 7 階南側)

## 1 3. 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「【別記】個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき取り扱うこと。

以 上

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(役務・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本役務(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

- 2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者(受託者)は、本役務(業務)の施工(履行)に伴い直接又は間接に知り得た個人情報情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者(受託者)は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約(再委託))

第6条 受注者(受託者)が、本役務(業務)のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)をする場合には、あらかじめ発注者(委託者)に書面により申請し、発注者(委託者)から承諾を得なければならない。

2 受注者(受託者)は、前項の申請をする場合には、発注者(委託者)に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

- (1) 下請契約(再委託)先の名称
- (2) 下請契約(再委託)する理由
- (3) 下請契約(再委託)して処理する内容
- (4) 下請契約(再委託)先において取り扱う情報
- (5) 下請契約(再委託)先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の方法

3 発注者(委託者)が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者(委託者)に対して下請契約(再委託)先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者(委託者)が第1項及び第2項の規定により、受注者(受託者)に対して個人情報の取扱いに係る下請契約(再委託)を承諾した場合には、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先との契約において、下請契約(再委託)先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者(受託者)は、下請契約(再委託)先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者(委託者)の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者(受託者)は、本役務(業務)を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者(受託者)は、発注者(委託者)に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者(受託者)は、本役務(業務)において利用する個人情報を保持している間は、事

務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本役務（業務）において利用する個人情報について、本役務（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本役務（業務）の終了時に、本役務（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本役務（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めな

なければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本役務（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本役務（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受注者（受託者）は、本役務（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者（委託者）は、本役務（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する役務（業務）の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

## 個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(役務・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

役務等名称: .....

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

### 記

#### 1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
- ☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

#### 2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

...(総括保護管理者).....

...(保護管理者).....

...☐基本方針等に記載がある(該当する場合は□欄にチェック)...

#### 3 従業員の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業員を記載してください。※該当する□欄にチェック

- ☐ 従事者名簿

| 所 属 | 役 職 | 氏 名 | 秘密保持誓約                           |
|-----|-----|-----|----------------------------------|
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |
|     |     |     | <input type="checkbox"/> 誓約書を徴した |

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックして

ください。

- (2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記 3 (1) 従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出  
☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（.....）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。  
☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。  
☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。  
☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。  
☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

...(連絡責任者).....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。  
☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。  
☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

平岸地区ほか1地区 業務数量一覧表

| 項目・工種・種別                       | 数量  | 単位  |
|--------------------------------|-----|-----|
| 1. 地質調査業務                      |     |     |
| (1) 機械ボーリング                    | 157 | m   |
| (2) 標準貫入試験                     | 90  | 回   |
| (3) トリプルサンプリング                 | 10  | 本   |
| (4) 土質試験                       |     |     |
| 1) 土粒子の密度試験                    | 28  | 試料  |
| 2) 土の含水比試験                     | 28  | 試料  |
| 3) 粒度試験(比重浮ひょう試験分析)            | 28  | 試料  |
| 4) 土の液性限界試験                    | 10  | 試料  |
| 5) 土の塑性限界試験                    | 10  | 試料  |
| 6) 土の湿潤密度試験                    | 10  | 試料  |
| 7) 土の三軸圧縮試験                    | 10  | 試料  |
| (5) 地下水位観測孔設置                  | 10  | 孔   |
| (6) 地下水位観測・資料整理                | 18  | 回   |
| (7) 運搬費                        | 1   | 式   |
| (8) 準備費                        | 1   | 式   |
| (9) 仮設費(参考)                    | 1   | 式   |
| (10) 安全費(参考)                   |     |     |
| 1) 環境保全(仮囲い)                   | 10  | 箇所  |
| 2) 交通誘導員                       | 24  | 人・日 |
| 3. 解析等調査                       | 1   | 式   |
| 4. 地すべり調査                      |     |     |
| (1) 計画準備・報告書作成                 | 1   | 業務  |
| (2) 安定解析(二次元分割法、 $\angle u$ 法) | 5   | 盛土  |
| 5. 打合せ(中間打合せの回数 3回)            |     |     |